

令和6（2024）年度に事業所評価加算が算定可能な

介護予防通所・訪問リハビリテーション事業所

R 6（2024）.2.1 栃木県保健福祉部高齢対策課

令和6（2024）年度事業所評価加算を算定可能と認められた県内の介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション事業所は、以下の1事業所です。（宇都宮市の事業所を除く。）

No.	サービス種別	事業所名	事業所所在地
1	予防通所リハビリ	南河内診療所	下野市薬師寺 2465 番地 2

1 事業所評価加算とは

「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防通所リハビリテーション」及び市町村が指定する「通所型サービス(総合事業)」事業所において、選択的サービス（運動器機能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービスのいずれか1つ以上）を実施する事業所について、効果的なサービスの提供が行われたことを評価するものです。

評価対象期間（各年1月1日から12月31日）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度に加算を認めるものです。

注）通所型サービス(総合事業)事業所の評価対象期間等の取扱いについては、厚生労働省作成の「介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A【平成28年4月18日版】」を御確認ください。

2 算定可能事業所決定の流れ

- 算定を希望する事業所は、指定権者（県又は市町村）へ「事業所評価加算（申出）の届出」を行います。
- 評価対象期間終了後、栃木県国民健康保険団体連合会（国保連）が地域包括支援センターと連携して評価基準値の計算を行い、結果を指定権者（県又は市町村）に通知します。
- 指定権者（県又は市町村）は、国保連の計算結果を基に翌年度の加算算定の可否を決定します。

3 今回の公開の目的

事業所評価加算が算定できるのは、生活に必要な機能の維持・改善を図る「介護予防」の目標達成度の高い事業所であり、そのような事業所を広く県民の皆様へお知らせするためのものです。